

# 介護老人保健施設コミュニティホーム岩内通所リハビリテーション

## (介護予防通所リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人溪仁会が開設する介護老人保健施設コミュニティホーム岩内（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復をはかり、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設コミュニティホーム岩内
- (2) 開設年月日 平成19年4月16日
- (3) 所在地 北海道岩内郡岩内町字野束69番地の26
- (4) 電話番号 0135-62-3800 FAX番号 0135-62-3887
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(0152380028号)

(職員の職種、員数)

第5条 当施設の職員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) 管理者(医師)           | 1人以上 |
| (2) 看護師・准看護師          | 1人以上 |
| (3) 介護員               | 5人以上 |
| (4) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 | 1人以上 |
| (5) 管理栄養士又は栄養士        | 1人以上 |
| (6) 事務職員              | 1人以上 |
| (7) その他職員             | 1人以上 |

(職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者(医師)は、介護老人保健施設に携わる職員の総括管理、指導を行う。また、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 看護師・准看護師は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (3) 介護員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の原案をたてるとともに、計画に基づく介護を行う。
- (4) 作業療法士・理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (5) 管理栄養士または栄養士は、利用者の栄養管理、栄養状態の管理を行う。
- (6) 事務職員は施設、設備の維持管理、物品管理、経理、人事、庶務の他、他の職員の職務に属さない事項を行う。
- (7) その他職員(運転業務)は、通所リハビリテーションの送迎業務、送迎車輛の維持管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。ただし12月30日から1月3日及び祝祭日を除く。  
(行事等の開催により土・日・祝祭日の営業を実施することがある。)
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時15分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用定員数は、50人とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあたっては介護予防に資するよう)医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 各種加算の算定を受けるものは以下のとおりとする。

(1) 通所リハビリテーション

入浴介助加算・リハビリテーションマネジメント加算・短期集中個別リハ加算・認知症短期集中リハ加算・生活行為向上リハ加算・リハビリテーション提供体制加算・理学療法士等体制強化加算・生活行為向上リハ加算・若年性認知症受入加算・栄養改善加算・栄養アセスメント加算・口腔機能向上加算・口腔栄養スクリーニング加算・中重度者ケア体制加算・科学的介護推進体制加算・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算

(2) 介護予防通所リハビリテーション

運動器機能向上加算・栄養改善加算・栄養アセスメント加算・口腔栄養スクリーニング加算・口腔機能向上加算・選択的サービス複数実施加算・若年性認知症利用者受入加算・生活行為向上リハ加算・事業所評価加算・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算・科学的介護推進体制加算

(利用者負担の額)

第 10 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

岩内町・共和町・泊村

(身体の拘束等)

第 12 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第 13 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- 職員の指導及び指示に従うこと。
- 他人に迷惑をかけず、相互の融和を図ること。
- 常に身の回りの清潔、整頓、その他環境衛生に努めること。
- 相互に金銭及び物品の貸貸をしないこと。
- 火災予防に努めること。
- 施設の整備及び備品の取扱は丁寧にする事。

(非常災害対策)

第 15 条 施設の災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める「消防計画」に基づき、常に利用者の安全確保に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(虐待の防止等)

第 17 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のために定期的な研修会を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

※委員会及び研修については、テレビ電話装置又はオンライン装置を使用できるものとする。

(衛生管理)

第 18 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に開催する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

- 3 管理栄養士・栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

※委員会及び研修については、テレビ電話装置又はオンライン装置を使用できるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 当施設は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第 20 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 21 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 22 条 職員の就業に関する事項は、別に定める就業規則による。

(職員の健康管理)

第 23 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 24 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、別途定めるものとする。
- 4 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付則

この運営規程は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。

この運営規程は、平成 21 年 4 月 1 日から一部変更する。

この運営規程は、平成 24 年 1 月 1 日から一部変更する。

この運営規程は、平成 24 年 4 月 1 日から一部変更する。

この運営規程は、平成 25 年 4 月 1 日から一部変更する。

この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日から一部変更する。

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日から一部変更する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日から一部変更する。

この運営規程は、令和 4 年 1 月 1 日から一部変更する。